

会 議 録

- 1 会議の名称 令和7年度 第1回妙高市介護保険運営協議会
- 2 開催日時 令和7年7月31日（木）19時00分から20時00分まで
- 3 開催場所 妙高市役所 コラボホール
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 松岡二郎（委員長）、太田智英（副委員長）、片所昭夫、額田澄栄
佐々木由美子、内田次美、岡田春彦、平出正樹
※欠席：関睦美、関根綾希子、長谷川早苗、桑名佐登子
 - (2) 執行機関 [福祉介護課] 田中かおる、丸山孝夫、道下啓子、畑山寛法
樗沢良也、岩崎良太、古川歩、横山恵美、小嶋恋奈
 - (3) 傍 聴 者 なし
- 5 議題
 - (1) 第9期妙高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の評価・分析について
 - (2) 第10期妙高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた今後の予定について
- 6 会議資料の名称
 - ・【資料1-1】第9期妙高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の評価・分析について
 - ・【資料1-2】介護保険特別会計の決算収支の状況について
 - ・【資料2】 第10期妙高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた今後の予定について
- 7 発言の内容
 - (1) 第9期妙高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の評価・分析について

委 員	高齢者の就労支援について、シルバー人材センターで仕事をしたいという声があるが、作業内容等によっては年齢制限があるようだ。作業として草刈りや運転以外にどんなものがあるか分からないが、元気な高齢者はたくさんいるので、もっと幅広い業種で活用されることが望ましい。仕事はシルバー人材センターへ行くと紹介してもらえるか。
執行期間	草刈りのほか、清掃、冬囲い、障子貼り、病人のお世話、事務作業など様々な種類がある。 仕事の斡旋を受けるにはセンターに会員登録を行っていただく必要がある。

委 員	除雪支援については、転落防止対策の講じられている住宅でないと実施は難しいのではないかな。 ※労働基準法によって、安全衛生管理義務として事業者は労働者の安全と健康を確保するため、必要な措置を講じる義務があるとされている。いずれにせよ市が関わっている以上、安全管理指導に務める必要があると考える。
執行機関	安全対策の義務については承知している。対策が講じられていない場合に助成対象から除外したり、対策の有無について詳しく確認する等を行っているが、除雪実施者に対しては、作業時には事故に十分注意するよう指導を行ってきた。
委 員	緊急通報装置の稼働状況や救急医療情報キットについて、実際に使われた事例はあるか。
執行機関	緊急通報装置は宅内に通報用ボタンのある機械の設置と、人感センサーを設置し、定時に動作の確認ができない場合に委託業者から電話をする。電話が繋がらない場合には協力員へ連絡を取り安否確認を実施してもらっている。毎月数件の実績がある。 救急医療情報キットについては、活用されたか否かまでは実績値として抑えてはいない。
委 員	在宅介護ほっとサービス事業について、内容はどのような。対象者の把握方法はどうか。
執行機関	対象者の基準は要介護1～3で、認知症加算が12.5分以上のかたとなる。介護認定情報から対象者を半年ごとに抽出し、案内を送付している。

(2) 第9期妙高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要について

委 員	在宅介護利用者アンケートについて、400件の回収目標に向けて、対象者へ一斉に調査を実施してはどうか。
執行機関	介護申請の提出と併せて効率的な回収を行うため、毎月の介護認定更新の案内送付時に在宅介護利用者にアンケートを同封している。毎月約80件程度の対象者がいる。
委 員	高齢者福祉計画・介護保険事業計画は国で方針が示されているものか。介護離職などによる人材不足の問題など、妙高市としての課題も承知していると思われるので、アンケートの結果を待たずに早い段階から市の実状に即した計画作りを進めて欲しい。 事業所に人材が定着しない問題は地域性か理由か分からないが、人材が残って成長していけるよう、施設のありかたについて、市と

	しても指導を行っていく必要があるのではないか。
執行機関	事業所の人材不足については第9期計画策定時にも介護事業所の意見を参考にし、対策等について計画に反映させている。 人材不足については深刻化しており、人材確保についての補助制度も実施しているが、それだけでは解消にはいたっていない。引き続き事業所への状況確認や支援に関する要望等の意見をいただきながら、第10期計画においても対策を反映させていく。

上記に相違ないことを確認する。

令和 7 年 8 月 21 日

氏名 妙高市介護保険運営協議会委員長

松岡 二郎